令和９年４月使用分から下水道使用料を改定

●問い合わせ　経営課（☎ 656 － 6609）

●使用料改定の理由

下水道使用料は、家庭や事業所から排出される汚水を適切に処理するための費用や、下水道管・ポンプ場などの施設を維持管理するための大切な財源です。

本市ではこれまでも、おおむね４年ごとに経営状況などを確認しながら、使用料の改定が必要かどうか検討を行ってきました。

今回の使用料の改定は、令和９年度から令和12年度までの４年間の事業運営に必要な経費を見込み、経営基盤の安定化を図るとともに、近年増加している自然災害へ備えるため必要な資金を確保し、将来にわたって安定した下水道サービスを提供していくために実施するものです。

なお、水道料金には変更はありません。

●使用料改定の時期と内容

令和９年４月使用分（令和９年５月請求分）から下水道使用料を改定します。

使用料改定前と改定後の具体的な内容は下表のとおりです。

参考例として、20㎥使用の場合は、

改定前：3058円

改定後：3366円（308円の増）となります。

また、令和９年４月分から基本水量制を廃止します。基本水量制は、一定の使用水量までは同じ使用料となる制度で、本市では５㎥の使用までを基本使用料に含めています。

しかし、近年は節水機器の普及やライフスタイルの変化により、一人当たりの使用水量が減少しています。使用実態に応じたより公平な負担となるよう、廃止することとしたものです。

表　下水道使用料（一般用・税込）

改定前

基本使用料	従量使用料	
	汚水量	金額（１㎥当たり）
1133円	１㎥～５㎥	（基本使用料に含む）
	６㎥～10㎥	99.0円
	11㎥～20㎥	143.0円
	21㎥～30㎥	154.0円
	31㎥～50㎥	165.0円
	51㎥～100㎥	181.5円
	101㎥～500㎥	192.5円
	501㎥～1000㎥	203.5円
	1001㎥～	214.5円

改定後

基本使用料	従量使用料	
	汚水量	金額（１㎥当たり）
1265円	１㎥～５㎥	33.0円
	６㎥～10㎥	99.0円
	11㎥～20㎥	144.1円
	21㎥～30㎥	160.6円
	31㎥～50㎥	181.5円
	51㎥～100㎥	203.5円
	101㎥～500㎥	214.5円
	501㎥～1000㎥	225.5円
	1001㎥～	242.0円

※下水道使用料＝基本使用料＋従量使用料
※合計額の１円未満は切り捨て
【改定後使用料の計算例（20㎥を使用した場合）】
［基本使用料］＋［１～５㎥区分］＋［６～10㎥区分］＋［11～20㎥区分］
1265円　＋（５㎥×33円）＋（５㎥×99円）　＋（10㎥×144.1円）＝3366円

●自家水（井戸水など）を使用している人

井戸水などの自家水を利用して下水道を使用している皆さんについては、使用実態に合わせ、汚水排除量の認定基準を１人当たり月５㎥から７㎥に変更します。

●利用者の皆さんへ

下水道は、快適な暮らしや衛生的な生活環境を支えるとともに、河川や水路などの水環境を守るために欠かすことのできない重要な社会基盤です。今後も安全で安定した下水道サービスを継続していくため、経営の効率化や経費の節減に取り組みながら事業運営に努めていきます。

下水道事業の持続的な運営のため、理解と協力をいただきますようお願いします。

※使用料改定の詳細は市HPから

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用状況

●問い合わせ　企画政策課（☎ 656 － 6561）

●代表的な事例を紹介

「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」は、エネルギー・食料品価格をはじめ、さまざまな分野で物価高騰が長期化している状況を受け、国が令和５年11月に創設した交付金です。

この交付金は、日々の生活に影響を受けている市民の皆さん、子育て世帯や住民税非課税世帯、厳しい経営環境にある事業者の負担を軽減するため、市が地域の実情に応じて柔軟に活用できるよう国から交付されるものです。

市ではこの交付金を活用し、支援を必要とする皆さんに向けてさまざまな事業を実施しました。

交付金を活用し、令和７年度に実施した一部の事業を紹介します。

※その他の事業については市ＨＰから

表　交付金を活用した対策・支援事業の一部（令和７年度）

事業名	事業目的	実施概要
滝沢市物価高騰負担軽減給付金支給事業（地域福祉課）	物価高騰の影響を特に受ける低所得世帯等の生活を支援するため、令和６年度住民税均等割非課税世帯に対する給付金及びその世帯に属する子どもへの加算給付並びに定額減税を補足する給付の対象者に不足額を給付するもの。	住民税非課税世帯への給付 【交付金充当額：324,731 千円】
滝沢市物価高騰対策等支援事業（企業振興課）	エネルギー価格等の物価高騰の影響を受ける市内中小事業者の事業継続を支援し、市内経済の活性化を図るため、滝沢市商工会を通じて、エネルギー価格高騰に対する給付及び事業の効率化やデジタル活用等に取り組む事業者へ補助を行うもの。	市内事業者への支援金支給 【交付金充当額：43,513 千円】
滝沢市畜産等経営継続支援給付金給付事業（農林課）	配合飼料費、資材費及び燃料費等の生産コストの高騰や家畜市場価格の下落により、経営に大きな影響を受けている市内の畜産農家等の経営の安定化及び生産意欲の喚起を図るため、飼養する家畜等の頭羽数又は経営体数に応じて経営継続支援給付金を交付するもの。	市内畜産農家への支援金支給 【交付金充当額：39,126 千円】
交通事業者支援事業（都市政策課）	燃料費や電気料金等の物価高騰により経営に大きな影響を受けている乗合・貸切バス事業者及びタクシー事業者の経営の安定化と公共交通の運行維持を図るため、保有車両数や市内の本社・営業所等に応じた運行維持支援金を交付するとともに、バス運転士の確保に対する支援を行うもの。	交通事業者への支援金支給 【交付金充当額：20,440 千円】
学校給食事業（学校給食センター）	学校給食費の値上げを抑制し、児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、米飯及び牛乳の価格上昇分を市が負担するもの。	学校給食の米飯及び牛乳価格上昇分を市が負担 【交付金充当額：17,663 千円】